

第1回国土交通省直轄事業における 公共事業の品質確保の促進に関する懇談会<議事概要>

【日時】 平成21年7月10日(金) 10:00~12:00

【場所】 国土交通省(中央合同庁舎第3号館) 11階 特別会議室

【出席者】

小澤委員長、厚谷委員、大森委員、佐藤委員、福田委員、関委員、首藤委員(代理:福田公共工事契約指導室長)、前川委員、澤木委員、青山委員、谷脇委員、石崎委員、岩立委員、深澤委員、山縣委員、戸田委員、西川委員、菊川委員(代理:横山関東地整企画部長)

【議事概要】

(1) 適正な競争環境の確保に向けた検討について

- 本質的な議論として、競争参加資格審査はどういうものか、その中で使われる技術評価点とはどうあるべきか、あるいは一般土木やそれぞれの工種の分け方について、議論しておいた方がよいと思う。
- 技術評価点数における技術力とは一体どういうものか、どう見るのか。特化した技術を専門的に持つ会社が、いい仕事をその限られた技術力を駆使して施工することで良い技術力が得られることは分かるが、異なる技術が複数あり、それらを総合的にコーディネートし施工するゼネコンの持つような総合的な技術力をどう見るのか。発注ランクや企業の技術力評価に関連するが、そこがよく分からない。
- 資料1-3、4頁地域の大手は、地方整備局によって違う。技術評価でも違うと思うが、どのように考えるのか。又、専門性とは何の専門性なのか。
- 地域の大手とは、地域の老舗建設業と呼ばれるような業者のイメージで分類をしている。また、専門性の高いとは、特殊な分野を持って受注実績をあげているような業者、基礎工とか地盤改良を中心としているような会社が入っている。更なる検討が必要だが、専門性が高くて技術力が高いから高く評価がされるのであれば、それも技術力の評価の方法のひとつと思う。
- 資料の7頁の「生活圏によっては適正な競争環境が整わない場合が想定される」という表現は、C、Dランクという主観的な判断と伴いながら分けているもので、必要ならばC、Dランクを一緒にすればよいので、その表現は修正が必要である。

(2) 生産性の向上に向けた検討について

- 資料1-4、3頁に「設計業務成果の不備」とあるが、不備のないものを作らせるのが原則である。不備があってからどうするかではなく、不備のないものをつくるにはどうしなくてはならないかが、問題になるべきである。
- 不備のような設計ミスを設定変更に含まれると、方向性を間違える可能性があるので、取り扱いには注意して欲しい。

- 資料の11頁の設計変更審査会には期待している。頑張ってもらいたい。
- 設計変更審査会は良いものであるが、現場の実態として、良い答えが必ずしも即日には出せるものではないこともあることを認識しておいた方がよい。
- 資料の5頁の総価契約単価合意で合意された単価を用いることによって、設計変更において、官積に落札率を乗じることはなくなるという理解でよいか。
- 単価合意により落札率の概念はなくなるが、変更時に新しいものがあった場合の単価は、合意された単価と比較の上でとなるが、少しずつ違うことになると思う。落札率を一律に乘じるところからは脱却したい。
- 複数年に亘って契約される場合、最終年度以前の年度での変更をして頂けるのか。簡単ではないと思うが、企業側の会計の進行基準に合わせての対応は、大きなテーマと思う。

(3) 総合評価方式の活用・改善による品質確保に向けた検討について

- 資料1-5、3頁だが、CM方式の活用について、発注者支援型と審査・評価の二つだけしか行わないのか。
- CMの範囲は、発注のプロセスの範囲だけか。
- 21年度は、昨年度まで検討で取組事例、権限の整理等ができたので、現在、事務所において発注者支援型の導入を図っている。また、今年度、前倒し発注という環境の下、更に工事の審査評価について実施し、それらを踏まえ発注者の権限、CM側の権限の整理ができれば更に拡大していく段階と理解して欲しい。発注後のプロセスにCM方式を入れることは、その後、ご議論頂きたい。
- 資料の11頁だが、競争を総合的に評価しようと仕組みを作っておいて、発注者が自らそれに疑問を投げるのは理解できない。
- 総合評価のうち、地域性の評価のウェートを高めてしまうと参入できる業者が少なくなってしまうことへの疑問であり、総合評価全体について、言っているものではない。

(4) 調査・設計等分野における品質確保に向けた検討について

- 資料1-6に低入札が出てくるが、低入札の定義は何か。調査基準価格というのは、最低制限価格と同じものか。
- 設計の場合、計算式により直接人件費や諸経費に対して掛ける倍率が決まっており、(予定価格の)60から80%以下を低入札と呼ぶ。コンサル業務でいうと平均70%ぐらいです。最低制限価格は、自治体で適用している制度で、それ以下だと失格となるのに対し、調査基準価格は、それ以下だと品質低下の恐れがあるので調査します、というものである。
- 資料の11頁にある、再委託が多いとは、どのようなことか。設計と調査を頼んだ時、調査の部分に関しては、再委託することが多いということか。

- 再委託の割合が多いという意味である。総合的な調査の場合、現地調査を含むものがあり、契約の中で現地調査が主たる部分でないと判断すれば、再委託が可能になる。今回の試行では、その再委託分野について設計共同体として、発注者側と契約して、業務を進めていくことを考えている。現地調査の多い、道路環境調査、河川水辺環境調査について、実施していきたい。

(5) 建設生産システムの現状と課題について

- 最低制限価格は、地方公共団体にはあり、国にはないのはなぜか。
- 国には、発注担当の職員が多くおり、低入札の際に調査ができるのに対し、地方公共団体、小さなところでは調査が難しい場面もあるため、自動的に失格になる最低制限価格が設けられている。

(6) 今後の予定について

- 特になし。

以上